

相談センターニュース

HANREPO

平成26年度上半期の相続相談の状況

相談内容	件数	
相続登記	(132)	88
どのような書類が必要か	(33)	23
いつまでにしなければならないか	(3)	1
費用の概算を知りたい	(15)	15
登記申請の仕方	(44)	37
その他	(37)	12
遺産分割	(252)	264
一般的な手続きの進め方	(60)	82
誰が相続人になるか	(25)	31
相続人の判断能力が低下している	(14)	15
一部の相続人が行方不明である	(5)	4
相続人が海外に在住している	(4)	1
遺産の配分方法	(17)	18
遺産の内容を教えてください	(5)	4
遺産を調査する方法	(6)	7
遺産の評価の方法	(3)	3
生前に贈与を受けた相続人の相続分	(10)	9
生前に貢献した相続人の相続分	(5)	7
家業の跡継ぎ	(0)	1
話し合いがまとまらない	(64)	44
その他	(34)	38
負債の承継	(79)	82
相続放棄をしたい	(49)	40
遺産が債務超過である	(5)	13
遺産が債務超過かどうかわからない	(3)	7
債権者から督促状が来た	(5)	6
その他	(17)	16
遺言	(101)	123
遺言を作りたい	(49)	56
遺言が出てきた	(7)	10
遺言を作ったかどうかを知りたい	(0)	0
遺言を作る費用	(0)	2
遺言と異なる遺産分割をしたい	(4)	4
遺言の内容に不満がある	(2)	1
遺言の無効を主張したい	(0)	1
遺留分の請求	(23)	32
その他	(16)	17
葬式・法要・お墓	(9)	4
葬式費用は誰が払うべきか	(5)	0
お墓は誰がみるか	(0)	2
だれが法要の費用を支払うべきか	(2)	2
その他	(2)	0
相続税	(17)	24
その他	(15)	7
総合計	(605)	592

この件数は、静岡県司法書士会が運営する「司法書士総合相談センターしずおか」に寄せられた相続に関する相談を集計したものです。括弧内の数字は平成25年度下半期（10月～3月）の集計結果です。

遺言に関する相談がさらに増加 ～相続税法改正に関心集まる～

超高齢社会が到来しています。当センターに寄せられる相談でも、相続や遺言などに関する相談は常に一定の割合を占めています。

平成26年度上半期（平成26年4月～平成26年9月）における相続に関する相談件数は、遺産分割に関するものが44.6%と半数近くを占め、遺言に関するもの20.8%、相続登記に関するもの14.9%、負債の承継に関するもの13.9%でした。

このように、従来の傾向から逆転し、遺言に関する相談件数が相続登記に関する相談件数を圧倒的に上回る結果となりました。

遺産分割に関する相談は、一般的な手続きに関する相談が増加した一方で「話し合いがまとまらない」という相談が減少しました。

一方、遺言に関する相談は、「遺言を作りたい」「遺言が出てきた」という相談件数が増加したと比例して、「遺留分の請求」が増加しています。このように、遺言が着実に浸透している反面、遺留分減殺請求というかたちで紛争が増加しつつあるものと予想されます。

「負債の承継」に関する相談のうち「相続放棄をしたい」「遺産が債務超過である」という相談件数を合計すると、従前と同水準の相談が寄せられています。

このほか、相続税に関する相談が増加傾向にあります。これは、相続税の基礎控除額の引き下げを定めた改正相続税法が平成27年1月に施行されるため、関心が高まっているものであると思われます。

お近くの面接相談は

- 〈中部相談会場〉
静岡県司法書士会館
- 〈西部相談会場〉
浜松市福祉交流センター
- 〈東部相談会場〉
三島商工会議所
- 〈天竜相談会場〉
浜松市天竜区役所
- 〈下田相談会場〉
下田商工会議所
- 〈細江相談会場〉
浜松市北区役所



電話による相談は

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

※相談時間のお問合せ・ご予約は
054-289-3700

Q**3年前に死亡した父の債権者と名乗る金融会社から督促状が届きました。今から相続放棄はできないのでしょうか？**

相続放棄は、ご自身が相続人となったことを知った時から、原則として3か月以内に家庭裁判所に申述する必要があります。

「相続人となったことを知った」とは、被相続人の死亡によりご自身が相続人となったことを知った場合はもちろん、先順位の相続人が相続放棄したことにより、ご自身が相続人の立場になったことを知った場合も含まれます。

この3か月という期間は「熟慮期間」と呼ばれます。熟慮期間はいつから始まるのかという点について、最高裁判所の判例では、ご自身が相続人となったことを知っ

たときから3か月以内に相続放棄をしなかった場合でも、それが相続財産・債務が全くないと信じたためであり、かつ、そう信じたことに相当な理由がある場合には、例外として、相続財産・債務の全部または一部の存在を認識した時または通常これを認識できる時から始まるとしています。

したがって、あなたが、お父様の相続財産や債務が全くないと信じていて、当時のあなたがそのような信じたとしてもおかしくない状況であったならば、督促状によりお父様の債務の存在を初めて認識した時から3か月以内に相続放

棄の申述をすることも、可能と思われます。

また、仮に、お父様の財産について遺産分割協議をしていた場合には、一般的には、相続を承認する行為に該当すると考えられます。しかし、その遺産分割協議により何も相続財産を取得しておらず、かつ、あなたが相続する財産や債務が全くないと信じ、そのように信じたことに相当な理由がある場合には、相続放棄が認められる可能性もあります。

したがって、お尋ねの件は、今からでも相続放棄をすることができ

Q**私には妻も子も兄弟もなく、両親も他界しています。私の遺産はどのようにになってしまうのでしょうか？**

ご質問のように法定相続人がいない場合、遺産は、家庭裁判所が選任する相続財産管理人によって管理され、被相続人の債務の弁済などの清算事務が行われ、さらに残ったものは国庫に帰属します。

このように、ご自身に法定相続人となるべき人がいない場合、ご自身の遺産を引き継いでもらいたい方がいるのであれば、そのことを遺言書に書いておくことによいでしょう。

引き継いでもらう方に制限はありません。

例えば、婚姻届を出していないけれど生活を共にしてきた方、ご

自身の療養生活を献身的に支えてくれた方、経済的困窮にあるため進学をあきらめようとしている知人、身内と変わらないようなお付き合いをされていた友人など、あなたがご希望される方はどなたでもその対象となります。

また、団体に寄付することもできます。ご自身が治療を受けてきた病院や信仰してきた宗教団体、永代供養を依頼してある菩提寺、さらにはユニセフ、ユネスコ等の国際機関、文化団体、環境保護団体、その他国内外のボランティア団体などが考えられます。

なお、民法には「特別縁故者に

対する相続財産の分与」という制度もあります。亡くなられた方と生計を同じくしていた者やその療養看護に努めた者など、相続人ではないけれども亡くなられた方との間に特別な縁故関係があった者に対し遺産を分与する制度です。

しかし、この制度により特別縁故者が遺産の分与を受けるには、家庭裁判所の許可が必要ですし、必ずしも申立てどおりの許可を得られるとは限りません。

したがって、特別縁故者がいらっしゃる場合でも、確実な方法として遺言を遺しておくことをお勧めします。

第3回「HANREPO」

昨年度から始めた「相談センター半期レポート」（愛称 HANREPO）も、今回で3回目のご報告となります。

平成27年1月1日の改正相続税法施行を間近に控え、県民の皆さんの相続に関する関心はさらに高まっているようです。

司法書士総合相談センターしずおかでは、「相続の専門家」として、今後も一層、県民の皆さんの相続に関する相談にお答えして参ります！！

司法書士総合相談センターしずおか

電話相談はこちらへ！ 054-289-3704

ご相談は無料です！！**相談センターニュースが書籍になります！**

発行から4年目を迎えた相談センターニュースは、これまで数多くの記事を取り上げてまいりました。

今般、この中から相続・遺言・成年後見に関する記事を収集し、さらに新たなコンテンツも加筆した書籍が静岡新聞社から発刊されることになりました！

現在、編集作業を進めております。ご期待ください！！